

**生活保護法及び中国残留邦人等支援法  
指定医療機関一般指導**

**指定医療機関における診療と  
診療報酬請求上の留意点について**

(後編: 診療報酬の請求について)

**八王子市  
福祉部生活福祉総務課 施設担当**



# 診療報酬の請求について

## 初診料の算定

- ある疾患の診療中に別の疾患が発生した場合や、受診の間隔が空いた場合でも、**新たに初診料は算定できない。**

(例)

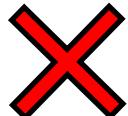
- 胃炎で通院中、新たに大腸癌の治療を開始する場合
- 高血圧で通院していたが、余っていた薬を使用していたため、前回の受診から6か月空いて受診した場合

# 診療報酬の請求について

## 再診料の算定

- 来院の目的が、別の初・再診に伴う「一連の行為」である場合には、別に再診料は算定できない。

(例)

- 初・再診日と別の日に、指示された検査・画像診断等のみを受けるため来院した場合 
- 往診等の後に、薬剤のみを取りに来た場合 

- 外来管理加算を算定する場合、患者からの聴取事項や診察の所見の要点を診療録に記載する

# 診療報酬の請求について

## 診療情報提供料（I）

- 診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して診療状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に算定

- ①事前に紹介先の機関と調整し、文書に必要事項を記載して患者または紹介先の機関に交付
- ②交付した文書の写しを診療録に添付  
(保険薬局に診療情報を提供した場合、処方せんの写しも診療録に添付)

- 紹介先・情報提供先ごとに患者一人につき月1回に限り算定

- 継続的な医療の確保、適切な医療を受ける機会の増大、医療・社会資源の有効活用を図る。
- 診療情報提供書は、依頼する側から、依頼を受ける側に、患者の診療が、途切れることなく、今後もしっかりと継続されることを約束する意味がある。

# 診療報酬の請求について

## 医学管理料、在宅療養指導管理料

- 処置や投薬などの物理的な技術料とは異なり、目に見えない「技術」に対する評価
- 項目ごとに、具体的な算定要件が定められており、医学的管理や療養指導等を適切に行つたうえで、指導の内容の要点等の記載、書類の添付を診療録にする必要がある。
- 医師が自身で算定する旨を指示し、医事部門のみの判断や、電子カルテ仕様での一律請求を行わないこと。



算定要件を満たさずに算定していると、返還請求の対象となる。

# 診療報酬の請求について

診療録への記載が算定要件になっている  
医学管理料など（一部抜粋）

- 特定疾患療養管理料
- 生活習慣病管理料
- 特定疾患治療管理料
  - 悪性腫瘍特異物質治療管理料
  - てんかん指導料 等
- 退院時リハビリテーション指導料
- 在宅療養指導管理料
  - 在宅自己注射指導管理料
  - 在宅酸素療法指導管理料 等

# 診療報酬の請求について

## 特定疾患療養管理料

- 別に厚生労働大臣が定める疾患(悪性新生物、不整脈、喘息、胃炎、慢性ウイルス肝炎等)を主病とする患者に対して、治療計画に基づき、服薬、運動、栄養等の療養上の管理を行った場合に算定(200床以上の病院では算定不可)
- 管理内容の要点を診療録に記載

### 令和6年度改定で変更された対象疾病

削除：高血圧  
糖尿病  
脂質異常症（遺伝的でないもの）

追加：アナフィラキシー  
ギラン・バレー症候群

### ■ 主な不適切な算定事例

- 療養上の管理内容の要点が診療録に記載されていない。(不十分または画一的の場合)
- 主病を中心とした療養上必要な管理が行われていない。

# 診療報酬の請求について

## 生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）令和6年度新設

	点数	包括項目
生活習慣病管理料（Ⅰ）	脂質異常症を主病 610点	外来管理加算 医学管理等※ 検査、注射、病理診断
	高血圧症を主病 660点	
	糖尿病を主病 760点	※一部併算可の項目あり (点数表告示参照)
生活習慣病管理料（Ⅱ）	脂質異常症、高血圧症、糖尿病 を主病 333点	外来管理加算 医学管理等※  ※一部併算可の項目あり (点数表告示参照)

生活習慣病管理料は、栄養、運動、休養、喫煙、飲酒及び服薬等の生活習慣に関する総合的な治療管理を行う。

# 診療報酬の請求について

## 生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）令和6年度新設

■ 療養計画書(別紙様式9、別紙様式9の2、またはそれに準じた様式)を作成し、患者に説明を行い、同意を得て署名を得た場合に算定

- 交付した療養計画書の写しは診療録に添付
- 糖尿病の患者について、年1回程度の眼科受診指導、歯科受診推奨
- 初診料を算定した月は算定不可
- 糖尿病を主病とする場合は在宅自己注射指導管理料の併算定は不可
- 電子カルテ情報共有サービスを使用する場合は診療録へ記載要件あり

### 《施設基準》

- 総合的な治療管理体制を有する。治療管理は多職種連携が望ましい。
- 患者の状態に応じて、28日以上の長期の投薬を行うことまたはリフィル処方せんを交付することを保険医療機関に掲示

# 診療報酬の請求について

## 悪性腫瘍特異物質治療管理料

- 悪性腫瘍と確定診断がされた患者に対して、腫瘍マーカーの検査を行い、その結果に基づいてと計画的な治療管理を行った場合に算定
- この診療報酬を算定する場合には、検査結果に問題がなく、今の治療を継続するという判断をした場合でも、算定要件を診療録に記載する。
- 腫瘍マーカーの検査の結果及び治療計画の要点を診療録に添付または記載する。
  
- 主な不適切な算定事例
  - 腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に添付または記載していない。
  - 診療録に検査結果用紙を添付し、数値にチェックを入れただけの例

# 診療報酬の請求について

## 外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料

- 厚生労働大臣が定める特別食を必要と認めた者、がん患者、摂食機能又は嚥下機能が低下した患者、低栄養状態にある患者
- 管理栄養士が医師の指示に基づき、食事計画案等を交付
- 概ね30分以上栄養指導を行った場合
- 熱量、たんぱく質、脂質、その他の栄養素の量、病態に応じた食事形態等

# 診療報酬の請求について

## 在宅療養指導管理料

在宅自己注射指導管理料、在宅酸素療法指導管理料、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 等

### ■ 患者または患者の看護にあたるものに対し、

- 療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行った上で医学管理を十分に行う。
- 在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等を行う。
- 必要かつ十分な衛生材料および保険医療材料を支給する。

### 診療録に記載する事項

- ①当該在宅療養を**指示した根拠**
- ②**指示事項**（方法、注意点、緊急時の措置を含む）
- ③**指導の内容の要点**

# 診療報酬の請求について

## 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）

- 訪問診療を行うことについて、患者（その家族等）の同意書を作成し、診療録へ添付する。
- 訪問診療の計画及び診療内容の要点を診療録に記載する。
- 診療時間（開始・終了時刻）及び診療場所を診療録に記載する。  
※ 診療時間には移動時間等は含めず、実際に診療した時間を記載する。

### 【記載例】

既往歴・原因・主要症状、経過等	処方等
R3.7.24 訪問診療 時間:8:58～9:45 場所:患者宅(施設名など)	
計画及び診療内容の要点を記載	

### 診療録に記載する項目

- ① 訪問診療の計画および診療内容の要点
- ② 診療時間及び診療場所

# 診療報酬の請求について

## 在宅時医学総合管理料

- 在宅での療養を行っている患者に対するかかりつけ医機能の確立及び在宅療養の推進への評価
- 個別の患者ごとの**総合的な在宅療養計画の作成**及び**診療録への記載**、定期的な訪問診療、総合的な医学管理がなされていることが必要。
- 特定疾患療養管理料、在宅寝たきり患者処置指導管理料（包括される処置料を含む）等は所定点数に含まれるため、算定することができない。

※ 必ず**在宅療養計画及び説明の要点を診療録に記載すること。**

# 診療報酬の請求について

## 通院・在宅精神療法

- 通院・在宅精神療法は診療内容の要点及び診療に要した時間を診療録に記載する。
  - 診療の記載内容から、これだけの情報を得るには相当時間がかかったと容易に想像できたとしても時間の記載がなければ算定要件を満たしていない。
- 診療そのものを否定することではありません。  
※ 当該療法実施時の患者の症状及び当該療法に要した時間の診療録への記載を必ず行う。

### 不適切な算定事例

- 診療内容の診療録への記載はあるが、要した時間の記載がない。「〇分超」の記載もない。
- 治療内容の要点の記載がないまたは不十分。

# 診療報酬の請求について

## リハビリテーション

- リハビリテーションの実施にあたり、**実施計画書**をリハビリ開始後原則7日以内、遅くとも14日以内に作成し、その**要点を診療録に記載する。**
- リハビリテーション実施計画書の作成時およびその後3か月に1回以上（特段の定めのある場合を除く）、**患者又は家族に内容を説明の上交付し、その写しを診療録に添付する。**
- リハビリテーションの実施にあたり、**機能訓練の内容の要点**と実施時刻（**開始時刻・終了時刻**）を記載する。

### 不適切な算定事例

- 運動器リハビリテーションにおいて、**機能訓練内容の要点**の記載、**実施時刻**の記載、**実施計画書の写しの添付**および**説明の要点**の記載がない。

# 本市の個別指導における指摘事項例

- 傷病名の記載の不備
- 初診時の主訴・現病歴及び既往歴等の記載の不備
- 特定疾患療養管理料における管理内容の要点の記載の不備
- 外来管理加算の記載の不備
- 検査の結果や判断した内容の記載の不備

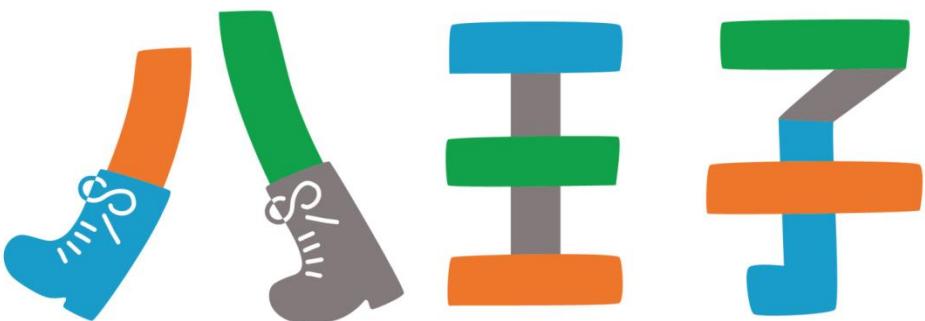
※上記指摘は特に多いのでご注意ください。

# 医療扶助制度の維持のために

- 診療報酬の請求については、告示、通知に従い適切な請求に努めてください。

今後も医療扶助の適正な運用に  
ご協力いただきますようお願いいたします。

あなたのまちを、  
あるけるます。



八王子市